

神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部を改正する規則の概要

1 概要

- 「神奈川県流域下水道事業固定資産規則」（以下「規則」という。）は、地方公営企業法を一部適用している流域下水道事業の固定資産について、その行政資産の使用を許可した場合における使用料などに関して必要な事項を定めた規則である。
- 今回、一般会計に属する行政財産について、「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」（以下「使用料条例」という。）が改正されることに伴い、同条例に準拠して定めている規則上の使用料等についても改正する必要があることから、所要の改正を行う。

2 改正理由

- 規則に定める電柱、管類等の使用料及び所在地区分は、規則制定当初から、使用料条例に準拠している。
- 今回、使用料条例において、道路占用料条例における改正を踏まえて使用料及び所在地区分を改正することから、本件規則も同様に改正を行う必要がある。

3 改正の内容

(1) 使用料の額の改定

電柱、管類等の設置に係る使用料の額を改定する。

(2) 綾瀬市の所在地区分の変更

綾瀬市の所在地区分を第一級地から第二級地へ変更する。

4 施行期日

令和6年4月1日（使用料条例の施行期日と同日）